

仕 様 書		
廃液貯水槽水質測定	仕様書番号	第 14 号
	作成年月日	令和6年3月1日
	作成部隊名	化学学校教育部

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、化学学校の屋内訓練場にある廃液貯水槽（D I C S 槽及びさらし粉槽）の水質測定について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 及び G L T - C G - Z 5 0 0 0 2 による。

1.3 引用文

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備と一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 作業に関する要求

2.1 作業の種類

屋内訓練場廃液中和処理装置廃液貯水槽の水質測定とする。

2.2 作業の内容

水質測定

2.3 測定内容

水質測定項目は、次による。

- a) BOD測定
- b) SS測定
- c) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- d) 鉛測定
- e) 全窒素測定
- f) 全リン測定
- g) 全クロム測定

2.4 作業の時期

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、月に1度を基準とし実施、細部日程は、官側と調整する。

3 作業に関する事項

3.1 水質測定の要領

- a) 水質測定箇所は、D I C S 槽及びさらし粉槽の放流槽とする。
- d) 測定結果については、速報としてF A X等により通知し計量証明書については試料採取した同月内に提出する。
- c) 計量証明書の書式について、契約の相手方の随意様式とし記載内容については、計量証明事業所に登録する水質分析機関における検査結果を記載する。

3.2 立ち入り条件

駐屯地に立に入る者については、日本国籍を有する者とする。

4 一般的な要求事項

- 4.1 本役務による不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任と基づくものと明らかに認められた場合、契約相手方は弁償の責任を負うものとする。
- 4.2 作業終了後の清掃は、契約相手方の責任で実施するものとする。
- 4.3 本役務で使用する施設、電気、用水等の使用は契約担当官等の許可を得て使用することができるものとする。
- 4.4 提出書類は、表1による。

表1-提出書類

番号	書類名	数量	提出先	記載内容	提出時期
1	作業員名簿	1部	検査官等	a) 氏名、生年月日、住所、車種車番 を記載 b) 様式随意	作業日時決定 後速やかに
2.	計量証明書	2部	検査官等	a) 実施年月日、検査機関名、実施者 氏名、実施期間、測定結果等を記載 b) 様式随意	作業完了の都 度

5 条件

- 5.1 本役務に使用する、器材及び工具等は契約相手側で準備し、官側の資器材等は使用しないものとする。
- 5.2 本役務従事者は、本作業に関し十分な知識、経験及び技術を有し、作業を完全に遂行できる者であることとする。
- 5.3 測定結果について官側が説明を求めた場合は、役務完了後であっても協力するものとする。

6 監督・検査

担当官が定める監督・検査実施要領によるものとする。

7 秘密保全

- 7.1 庁内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。
- 7.2 契約を履行するうえで知り言えた情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

8 その他

細部については、管理官が定める監督・検査実施者等と調整するものとする。

仕 様 書		
廃液貯水槽水質測定(研究棟)	仕様書番号	第 9 号
	作成年月日	令和6年3月1日
	作成部隊名	化 学 学 校

1 適用範囲

この仕様書は、化学学校第1研究棟において実施する廃液貯水槽水質測定（以下「水質測定」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 計量証明書

計量法に基づき発行される報告書をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法令第137号）

再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

計量法（平成4年法律第51号）

2 水質測定に関する要求

2.1 一般的な要求事項

一般的な要求事項は、次による。

計量証明事業者が実施する水質測定でなければならない。

2.2 水質測定項目

水質測定項目は、次による。

a) BOD測定

b) SS測定

c) 鉱動植物油（n-ヘキサン）測定

d) 亜鉛測定

e) 溶解性鉄測定

f) フッ素測定

g) 全窒素測定

h) 全リン測定

i) 四塩化炭素測定

j) ベンゼン測定

2.3 作業の時期

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、月に1度を基準とし実施、細部日程は、官側と調整する。

3 水質測定要領

水質測定要領は、次による。

- a) 水質測定回数は、月1回を標準とする。
- b) 水質測定時期は官側が指定する日とし、細部は、調整による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1-提出書類

書類名	数量	提出先	提出時期	注記
計量証明書	1部	検査官	水質測定後速やかに	契約の相手方の随意様式とする。ただし、計量法で定める事項を記載しなければならない。

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 駐屯地への立入りに際しては、所定の立入手続を行う。
- c) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通行路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

4.3 安全管理

- a) 契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。
- b) 水質測定中に事故等が発生した場合、直ちに作業を中止し、官側と協議の上あらためて水質測定を実施する。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について所要の支援を契約担当官等の許可を得て、受けることが可能

- a) 官側が保有する水質測定を行う施設に関する資料等の閲覧
- b) 水質測定において契約の相手側が行うことができない場合で、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、電力、用水等の使用に関する事項
- d) その他の水質測定実施上必要な事項

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 水質測定で使用する器材は、契約の相手方が準備する。
- b) 水質測定で梱包材等の不要品が発生した場合、契約の相手方が処分する。なお、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”、“再生資源の利用の促進に関する法律”，その他関係法令を遵守して、第三者に損害を与えてはならない。
- c) 水質測定に際し、既存設備等及び駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原状に復旧する。
- d) 水質測定結果について官側が説明を求めた場合、水質測定完了後であっても協力しなければならない。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。